

「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録について

福岡県飲酒運転撲滅条例では、事業者は、運転者が酒気を帯びていないことを確認する等、従業員が業務上飲酒運転を行うことを防止するよう、また、飲酒運転の撲滅を宣言し、条例の趣旨に則した取組を行うよう努めることとされています。

「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録とは、事業者の皆さんに宣言を行った旨を届け出ていただき、県が登録するものです。

登録していただくと、「飲酒運転撲滅宣言企業」であることを示す登録証やステッカーを発行し、県のホームページで取組内容などを紹介します。

1 対象

県内で事業を営む個人又は法人その他の団体



2 届出方法

(1) 書面で届け出る場合

届出書（裏面）に必要事項を御記入の上、下記の「4 届出先・問合せ先」まで、郵送・FAX又は電子メール等にて御提出ください。

支店・営業所単位で宣言をする場合で、一括して届け出る場合は、支店・営業所の一覧を併せて添付してください。

※届出書は県のホームページからも入手できます。

[飲酒運転撲滅宣言ホームページ](#)

検索

(2) 電子申請により届け出る場合

「ふくおか電子申請サービス」の「飲酒運転撲滅宣言企業の届出」手続きにおいて、必要項目を入力後、送信してください。

[ふくおか電子申請サービス](#)

検索

3 その他

届出書を提出いただきましたら、内容の確認後、登録証を送付いたします。発行手続のため送付までに期間を要する場合があります。

既に同じ届出書を県に提出している場合は、重ねて届出していただく必要はありません（届出は1回のみで可）。

4 届出先・問合せ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課交通安全係
anzen@pref.fukuoka.lg.jp

TEL : 092-643-3167

FAX : 092-643-3169

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7



福岡県『飲酒運転撲滅宣言企業』届出書

(様式第1号)

届出日： 年 月 日

飲酒運転撲滅運動を推進するため、次の事項について取組を行うことを宣言します。

(取り組んでいただける項目の口に✓印を付けてください。)

- 飲酒運転撲滅推進計画*の策定
- 飲酒運転撲滅のための管理体制の整備
- 社内、企業施設内での飲酒禁止
- 車両使用従業員への事前点検の実施
- ポスター・チラシ等の掲示
- 社内研修等の実施
- 従業員の家族に対する啓発
- 県が行う研修の受講
- その他(下欄にご記入ください)

*飲酒運転撲滅推進計画の作成例は、県ホームページに掲載しています。

確認事項
【必須】

- ① 必ずチェックしてください。
 - 事業主・役員は暴力団員等に該当せず、また密接な関係もありません。
- ② 届出内容(個人情報等を除く)は、県ホームページに一覧表形式で掲載します。下記にチェックしてください。
 - ※ 県ホームページへの掲載を (希望します。 / 希望しません。)

(ふりがな)
事業者名称：
(ふりがな)
代表者氏名：
〒
所在地：
電話番号

ホームページ URL	<input type="checkbox"/> 有 <.....> <input type="checkbox"/> 無
一括届出支店等数 ()	※県内の支店・営業所等を一括して届け出る場合に記載してください。 ※支店・営業所等の一覧(支店等の名称、住所、電話番号)を添付してください。(本店を除く)

*以下の記載事項は、県ホームページには掲載されません

担当者氏名	
担当者部署	
担当者電話番号	
メールアドレス	



飲酒運転を
見掛けたら必ず110番通報を
お願いします

